

特定非営利活動法人NPOぽぽハウス 役員報酬規程

(目的)

- 第1条 1 この規程は、特定非営利活動法人NPOぽぽハウスの理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について必要な事項を定める。

(報酬)

- 第2条 1 役員には規定数内において報酬を支払うことができる。
2 役員の中で職員を兼ねている者については、別途給与規程を適用する。
3 役員報酬を支払うべき役員及び報酬額は、理事会において審議し決定する。

(支払い)

- 第3条 1 役員報酬は、原則月額払いとし、毎月末日に締切り、翌月25日に支払う。
ただし、これによりがたい場合は、支払い方法等について理事会で変更することができる。

(その他)

- 第4条 1 この規程に定めのない事項は、その都度理事会に諮って決定する。

附則

本規程は平成19年4月1日から施行する。

平成28年4月1日改訂。